



主要国の個人機微データ保護法制と 経済安全保障をめぐる国際的潮流

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

弁護士 桜田 雄紀

2026年10月16日

経済安全保障の文脈におけるデータ保護の国際的な潮流（全体像）

- 従来のデータ保護法制（GDPR、個人情報保護法等）は、**個人の権利利益の保護**が目的。近年、主要国では、これとは別建てで、「**国家・国民の安全**」を目的として、**機微な個人データの特定国・特定主体によるアクセスや移転に対応する制度の整備・強化が進んでいる**。
- 背景：①AIにより大量のデータを結合・分析し、**政府関係者や技術者等を特定して諜報・強要・影響工作の標的とするリスク**、②ゲノム等は**不可変で、一度流出すれば回復不能**であること。

① 保護目的の多層化

プライバシー保護に加え、**安全保障**の観点へ。移転先の保護水準だけでなく、**アクセス主体とその所在国・支配関係**にも着目。

② リスクベースの規律

データ類型 × 量（閾値） × 相手方 × 取引類型の組合せで、禁止・制限・安全評価等を使い分け

③ 対象・手段の拡がり

個人データに加え、**ゲノム・生体試料、非個人データ**、さらに**調達・サプライチェーン**（バイオ機器・サービス）にも拡大

国・地域	一般的なデータ保護法制	経済安全保障型の規律	政策・制度の動向
米国	包括的な連邦プライバシー法はなし（分野別法・州法）	司法省データセキュリティプログラム（DSP：EO14117） 、PADFAA（データブロッカー規制）、ICTS規則など、懸念国による機微データへのアクセスを直接規制	• DSPの主要なコンプライアンス義務が全面適用（2025年10月） • BIOSECURE法成立（2025年12月） • FTCがPADFAAに基づきデータブロッカー13社に警告状（2026年2月）
EU	GDPR（第三国移転は充分性認定・標準契約条項等）	Data Act等で、EU法に反する第三国政府アクセス・移転から非個人データを保護する措置を導入（EHDS規則は非個人健康データの第三国移転に保護措置）。	• Data Act適用開始（2025年9月） • 欧州データ連合戦略（2025年11月）
中国	個人情報保護法	データセキュリティ法・サイバーセキュリティ法、人類遺伝資源管理条例（国内保存・安全評価等）により、重要データ等の国内保存、安全評価及び越境移転を規制	• ネットワークデータ安全管理条例施行（2025年1月） • 個人情報出境認証弁法・改正サイバーセキュリティ法施行（2026年1月）
日本	個人情報保護法（越境移転は同意・体制整備・充分性）	安全保障目的で機微個人データへの外国政府等のアクセスを直接規制する横断的制度は未整備。	• 有識者会議提言（2026年1月） • 経済安全保障推進法等改正法成立（2026年6月）。データセキュリティ制度は改正法に盛り込まれず、引き続き検討

※英国政府は、ヒトゲノムデータが国家・経済・生物安全保障上のリスクを生じ得るとの認識の下、政府資金による主要なデータ保有機関を対象に、外部利用者・利用目的の審査や国外アクセス時のリスク評価等を求める政府ガイダンスを公表（2026年7月）。

【米国】機微個人データの越境移転・アクセス規制の概要

- 米国は従来データの自由流通を提唱してきたが、**特定国（中国等）による機微個人データへのアクセスを「実質的な輸出管理」として規律**。政権交代後も司法省は本制度を維持し、執行体制を整備。

政策・制度の動向（2025年1月～）	
時期	内容
2025.1.8	米司法省がDSP最終規則を公表
2025.4.8	DSP施行
2025.4.11	コンプライアンスガイド、FAQ及び当初90日間の執行方針を公表
2025.7.8	90日間の猶予的執行方針が終了
2025.10.6	DSPの主要なコンプライアンス義務（完全施行）
2025.12.18	BIOSECURE法成立 （2026年度国防授權法 851条）
2026.2.9	2026年2月、FTCが13社のデータブローカーにPADFAA遵守を求める警告状を发出 （軍人としての身分に関する情報を含むサービス等を指摘）
2026.12.18（期限）	OMBが「懸念バイオテクノロジー企業（BCC）」リストを策定予定。その後、実施指針の策定及びFAR改正を経て、連邦調達・契約等に関する禁止が段階的に適用。

司法省 データセキュリティ タイププログラム (DSP)	■ 根拠：IEEPA（International Emergency Economic Powers Act）、これに基づく大統領令14117及び司法省規則（28 CFR Part 202） ■ 対象データ： ①ヒトゲノムデータ（100人超）及びその他のヒトオミックスデータ（1,000人超） ②生体識別情報（1,000人超）及び精密位置情報（1,000台超の米国デバイス） ③健康データ・金融データ（各10,000人超） ④個人識別子（100,000人超） ⑤政府関連データ（数量要件なし） ■ 相手方：懸念国6か国（中国〔香港・マカオを含む〕、ロシア、イラン、北朝鮮、キューバ、ベネズエラ）並びに当該国で設立された若しくは主たる事業所を置く外国法人、当該国を主たる居住地とする外国人その他の対象者（covered persons）等 ■ 規律：データブローカー取引及び大量の米国人ヒトオミックスデータ等へのアクセスを伴う取引は原則禁止。ベンダー・雇用・投資契約に該当する対象取引は、所定のセキュリティ要件等を満たす場合に限り実施可能。 ■ 罰則：民事制裁金（違反1件につき36万8,136ドル又は取引額の2倍）、刑事罰（最大20年の拘禁刑・100万ドル）
PADFAA (FTC)	■ データブローカーが、外国敵対国（中・露・イラン・北朝鮮）又はその支配下の主体に、個人識別可能な機微データを提供することを禁止（健康・金融・遺伝・生体・位置情報、未成年者に関する情報、軍人としての身分に関する情報等）
BIOSECURE 法 (NDAA)	■ 連邦政府機関による「懸念バイオテクノロジー企業」の機器・サービス調達や、連邦契約の履行でのそれらの使用を禁止 ■ 指定に当たり、マルチオミックスデータの外国敵対国政府への提供や、同意を得ないヒトデータ収集等も考慮。

ポイント 米国人の機微個人データ等を対象に、データの類型・量、取引類型及び相手方との関係に応じて、取引を禁止又は制限する経済安全保障上のデータ規制。事業者には、自社が保有・取り扱うデータの種類・量、利用方法及びアクセス先を把握する「Know Your Data」を起点としたコンプライアンス体制の構築が求められる。

米国の機微個人データ・政府データへアクセスを防御するための規則

- 米国人は、特定国又は特定国の影響下にある者と、政府関連データ又は大量の機微個人データへのアクセスを伴う以下の取引に従事してはならない。

	規制対象取引	概要
禁止取引	データブローカー取引	データの販売、データへのアクセスの供与又は類似の商取引 (ベンダー契約、雇用契約、投資契約を除く)
	その他のデータブローカー取引	特定国又は特定国の影響下にある者へのデータ転送を伴うような、外国人との間で行うデータブローカー取引
	ヒトオミックスデータ等へのアクセスを伴うデータ取引	ヒトゲノムデータ等を含む大量の機微個人データ又はヒトゲノムデータ等を抽出可能な試料へのアクセスを伴う取引 (ベンダー契約、雇用契約、投資契約を含む)
制限取引 (※)	ベンダー契約	雇用契約以外の契約又は取決めのうち、対価と引換えにクラウドサービスを含む物品又はサービスを相手方に提供するもの
	雇用契約	個人が対価と引換えに業務を直接遂行するあらゆる合意又は取決め
	投資契約	対価と引換えに、直接又は間接的に、米国内の不動産又は米国法人に関する所有権又は権利を取得する契約又は取決め

(※) 制限取引は、CISAの組織・システムレベル要件及びデータレベル要件を遵守する場合に限り従事可能。完全施行後は、データ・相手方に関するデューデリジェンス、書面ポリシー、年次監査及び記録保存等も必要。

【EU・中国】データの越境移転・アクセス規制の概要

EU：個人データ保護を基礎に、非個人データ・健康データのアクセス、共有及び第三国政府によるアクセスへの保護を規律

中国：国家安全・公共利益を基礎に、データ越境移転の要件・手続を精緻化

一般法 (GDPR)

- **遺伝データ・健康データ等**を「特別な種類の個人データ」とし、処理を原則禁止（例外あり）（9条）
- **第三国移転**には、十分性認定、SCC、BCR等の移転根拠が必要（第5章）

基本構造

- **データ三法**により重要データ・個人情報の国内保存・国外提供を規律。CIIOには国内保存義務、一定の個人情報処理者には安全評価等を要求。
- **2024年規定が、安全評価、標準契約、認証及び適用除外の関係を整理**
- **人類遺伝資源は国家安全・公共利益の観点から別途規律**

EHDS規則 対象・規律

- **対象**：電子ヘルスデータの一次利用・二次利用
- **一次利用**：患者のアクセス・管理権を強化し、医療機関にEU域内でのデータ共有・相互運用を求める
- **二次利用**：研究、公衆衛生、政策立案等の適法な目的について、データアクセス機関の許可を受け、安全な処理環境等の下で利用
- **利用制限**：個人に不利益な決定、広告・マーケティング、一定の保険目的等への利用を禁止

越境移転の 量的閾値

- **安全評価**：重要データ、CIIOの個人情報、100万人以上の個人情報又は1万人以上の機微個人情報
- **標準契約又は認証**：当年累計10万人以上100万人未満の個人情報又は1万人未満の機微個人情報を移転
- **原則手続免除**：当年累計10万人未満の非機微個人情報（重要データを含まない場合等）

Data Act

- **2025年9月12日から原則適用**。EU域内の非個人データについて、EU法又は加盟国法に抵触する第三国政府によるアクセス・移転を防止するための技術的・組織的・法的措置を要求

人類遺伝資源

- 外国主体による中国国内での採集・保存及び国外提供を禁止
- 国際共同研究、材料の国外搬出、外国側への情報提供等に承認、届出、バックアップ又は安全審査を要求

欧州データ連合 戦略

- **2025年11月19日公表の政策戦略**。AI向けデータアクセスの拡大、データ規制の簡素化、国際データ流通におけるEUの地位強化を推進

2026年の 制度整備

- 個人情報出境認証弁法及び改正サイバーセキュリティ法が2026年1月施行

ポイント

- ・ EUでは、GDPRを個人データ処理・第三国移転の一般法としつつ、EHDS規則が電子ヘルスデータの一次利用・二次利用を分野別に、Data Actが非個人データへの第三国政府アクセスに対する保護措置を分野横断的に規律。
- ・ 中国は、一般的な個人情報・重要データについて量・機微性・事業者類型に応じ安全評価、標準契約又は認証を使い分け、人類遺伝資源を国家安全の観点から別途規律。
- ・ 今回の制度設計でも、一般法との関係を整理しつつ、対象情報、量的閾値、国外アクセス及び正当利用を組み合わせる設計が参考となる。

機微個人データの窃取・商業的取得・悪用事例と安全保障上のリスク

事案	対象となった情報	概要	安全保障上の示唆
米国人事管理局 (OPM) (2015年公表・米国)	身辺調査記録（健康・犯罪・財務歴、家族・交友関係等）、指紋	身辺調査データベースの侵害により約2,150万人が影響。秘密・非公然の職員や活動の特定等への利用が懸念された	政府関係者の健康・財務・人的関係等を組み合わせ、要員の特定、接触又は強要等の標的選定に利用されるおそれ
米軍人の商用位置情報 (2026年・中東)	スマートフォンのアプリ等が収集した位置情報が、広告識別子等と結び付けられ、データブローカー等を通じて商業的に流通	米中央軍は、敵対主体が商用位置情報を利用して、作戦地域の米国要員を標的化又は監視したことに関する複数の脅威報告を受領	部隊の集結場所・移動経路・行動パターンの把握を通じ、監視、対諜報又は攻撃対象の選定に利用されるおそれ
23andMe (2023年・米国)	約690万人の表示名、予測血縁関係、DNA一致率、祖先情報、出生年、自己申告の所在地等にアクセス。一部の直接侵害されたアカウントでは、未加工遺伝子型データや健康関連レポート等にもアクセスされた可能性	約1万4,000件(会社発表)のアカウントに不正アクセスし、DNA Relatives及びFamily Tree機能を通じて影響が約690万人に拡大	少数のアカウント侵害が血縁ネットワークを通じて多数人に波及し、本人だけでなく血縁者の情報も明らかになり得る
Baylor Genetics (2026年・米国)	氏名、生年月日、医療検査情報・検査結果、健康保険情報等が対象。一部では社会保障番号も対象となった可能性（情報の範囲は対象者により異なる）	遺伝子検査機関のネットワークの一部に第三者が不正アクセス。報道によれば米退役軍人30,263人が対象となり、退役軍人省は同社の通知・情報共有が期待に沿わなかったとして改善に取り組んだ	機微な医療・遺伝関連情報が外部検査機関に集積することによる委託先・サプライチェーン上のリスク
GRU職員らによる反ドーピング機関等への攻撃 (2016年情報公表・2018年起訴)	選手の治療目的使用特例（TUE）等の健康・医療情報	米司法省によれば、GRU職員らが反ドーピング機関等から選手の非公開情報を窃取し、公表。2018年、米司法省は、反ドーピング機関の正当性や選手の評判を毀損する影響工作・偽情報キャンペーンの一環として7名を起訴	医療情報の窃取・公表が、個人・機関の信用失墜と世論操作に利用されたとされる事例

政府による脅威評価 ・ 米司法省（DSP） ：外国の懸念主体が、米国政府関連データ及び大量の機微個人データを商業的に取得し、 諜報・経済スパイ、監視・防諜活動、AI・軍事能力の開発 その他の国家安全保障を害する活動に利用するリスクを指摘。 ・ 米中央軍 ：敵対主体が商用位置情報を利用して、作戦地域の米国要員を標的化又は監視したとの複数の脅威報告を受領。 ・ 米NCSC ：外国政府が健康・遺伝データを他の個人データと組み合わせて個人の詳細なプロフィールを作成し、監視、強要又は操作に利用するリスクを警告。

※公開情報により具体的な事実関係を確認できる米国関係の事例を中心に整理したものであり、同様のリスクが米国に固有であることを示すものではない。



西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

弁護士・ニューヨーク州弁護士 桜田 雄紀

e-mail: y.sakurada@nishimura.com

プロフィール: <https://www.nishimura.com/ja/people/yuki-sakurada>

